



岐阜米穀(株) メールマガジン

今回のテーマは「肥料高に対応する話題」

メルカリが、農薬や肥料の出品を 12 月 15 日から一律禁止とすることを決めました。メルカリは、「薪ストーブの灰」も肥料成分があるので要注意と警告しています。その代わりに、9 月 30 日から「メルカリ shop」で農薬と肥料の出品ができるようにしたそうです。最大手のヤフオクも、いずれ追随するのでしょうか。

メルカリ Shop で農薬や肥料を出品するには、それぞれの許認可書の写真を送り、無届け販売でないことを証明するようになっていきます。でも、メルカリ Shop は、落札の場合、出品者が払う手数料が高いので、利用者は少ないようです。

農薬の肥料については、20 年 6 月にこういうこともありました。フリマアプリで肥料を無届け販売した群馬や千葉、福岡など 6 県の 37~54 歳の会社員ら 7 人を、警視庁生活環境課が肥料取締法違反（無届け販売など）容疑で書類送検したことです。

ビックリしたのは、特殊肥料の「草木灰」（360 グラム）の無届け販売したケースも含まれていたことです。落札額はたったの 690 円でした。ネットを通じた個人の肥料販売を同法違反で摘発するのは、このときが初めて。警視庁は、一罰百戒のつもりで、あえて肥料の成分が入っている草木灰のケースも摘発対象にしたことです。

「ヤフオクマニアックス」というサイトに、米ぬかやコーヒーかすの無届け販売も肥料取締法違反になるという記事が出ています。米ぬかは、漬物を漬けるのに使うとか、美容に使うとかの名目で出品しても、肥料取締法違反になるのでしょうか。どうなのでしょう。インフレ進行で生活苦から、薪ストーブの灰でも売って小遣い銭稼ぎという軽い気持ちでネット販売する方が出てくるかもしれません。メルカリも、ヤフオクも、サイトを常時パトロールしていますので、出品しても、すぐ削除されるかもしれません。君子、危うきに近寄らずです。